

# 資源管理協定の中間検証について

作成年月日： 令和7年12月25日

作成者： 郷ノ浦町漁協

## <基本情報>

協定の情報	協定の名称	長崎県杵岐地区における郷ノ浦町漁業協同組合の資源管理協定		
	対象の水域	長崎県対馬漁場、長崎県杵岐周辺海域、長崎県杵岐海域漁業の許可に係る操業区域		
	対象の資源	ヒラマサ（長崎県資源管理方針別紙3-55）、シイラ（長崎県資源管理方針別紙3-44）、ブリ（資源管理基本方針別紙2-51）、マダイ（資源管理基本方針別紙2-50）、イサキ（長崎県資源管理方針別紙3-20）、クロマグロ（小型魚）（資源管理基本方針別紙2-1）、クロマグロ（大型魚）（資源管理基本方針別紙2-2）、ケンサキイカ（長崎県資源管理方針別紙3-14）、スルメイカ（資源管理基本方針別紙2-12）、マアジ（資源管理基本方針別紙2-5）		
	対象の漁業	中型まき網（しいらづけまき網）漁業、釣り漁業、いかつり漁業、はえ縄漁業、クロマグロ漁業、定置網漁業		
	協定の有効期間	令和5年7月31日から令和10年7月30日まで		
検証の日程等	中間検証（有効期間の2分の1）	有効期間終了時の検証	備考	
	令和7年度	令和10年度(予定)		

## <取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	ヒラマサ（長崎県資源管理方針別紙3-55）							
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)	本漁協における対象資源の令和6年の総漁獲量41.465トンに対し、協定参加者による漁獲量は27.616トンであり約66.6%を占める。							
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。						
	協定の取組内容	休漁						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考
	履行状況	-		○	○			※取組み内容ごとに休漁を実施。 (すべて計画通りに履行) 中型まき網：30日間 釣り(元居地区)：10日間 釣り(初瀬地区)：10日間 はえ縄(初瀬地区)：10日間 釣り(小崎・渡良地区)：10日間 釣り(長島地区)：10日間 定置網(郷ノ浦町地区)：11日間 定置網(半湾神瀬地区)：10日間(R7.5月から)
	参加人数	人		54	55	56		
	取組内容	日		91日	91日	101日		
	取組実績	日		91日	91日			
資源状況	過去6年の漁協での漁獲量の推移を見たとき、漁獲量はおおむね39トン～68トン前後で推移しており横ばい傾向である。							
取組の評価	取組の効果が継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	本協定の休漁日を定めることによる漁獲圧抑制による資源保護の取組である。 資源管理協定に定める休漁日についてもいずれも適切に履行しており、協定参加者による過去5年の5中3年のCPUE平均と令和6年CPUEを比較した際には5中3平均の97.4%となり横ばい傾向であった。 本取組は一定の効果があったといえるので、今後も本取組を継続する。							
取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取組みを継続する。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		シイラ（長崎県資源管理方針別紙3-44）					
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)		本漁協における対象資源の令和6年の総漁獲量0.3トンに対し、協定参加者による漁獲量は0.265トンであり約88.3%を占める。					
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。					
	協定の取組内容	休漁					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考
	履行状況	-	○	○			
	参加人数	人	1	1	1		
	取組内容	日	30日	30日	30日		
	取組実績	日	30日	30日			
資源状況	過去6年の漁協での漁獲量の推移を見たとき、漁獲量はおおむね0.1~0.8トン前後で推移しており減少傾向である。						
取組の評価	取組の効果が継続する・ <u>効果はあったが改良が必要である</u> ・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
評価内容	本協定の休漁日を定めることによる漁獲圧抑制による資源保護の取組である。 資源管理協定に定める休漁日についてもいずれも適切に履行しており、協定参加者による過去5年の5中3年のCPUE平均と令和6年CPUEを比較した際には5中3平均の77.1%となり減少傾向であった。 減少傾向であったが、漁獲量については、過去最低の令和〇年よりも増加していることから取り組みには一定の効果はあったといえる。 より有効な資源管理措置となるよう、本協定に定める休漁日の変更や休漁の措置について、協定参加者の間で協議する。						
取組の改良点等	現時点の資源状況は、CPUEで算出した場合減少傾向にある。 資源状況を好転するためにも、本協定に定める休漁日の変更や休漁以外の措置の実施について検討することとしたい。						

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		ブリ（資源管理基本方針別紙2-51）					
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)		本漁協における対象資源の令和6年の総漁獲量98トンに対し、協定参加者による漁獲量は64トンであり約65%を占める。					
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	(特定水産資源) 目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量222,000トン					
	協定の取組内容	休漁					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考
	履行状況	-	○	○			
	参加人数	人	53	54	54		
	取組内容	日	61日	61日	61日		
	取組実績	日	61日	61日			
資源状況	水産研究・教育機構の令和6年度ブリの資源評価によると、次のとおりである。 資源量は2008年まで14.1万~22.4万トンで推移し、2009~2017年は増加傾向で25.3万~36.6万トンの範囲で推移し、2017年が最高値であった。その後、32.9万~36.4万トンで推移し、2023年の資源量は34.6万トンとなった。親魚量は1994~2005年は5.4万~7.4万トンの範囲を横ばいで推移していたが、2006年以降は増加傾向に転じて、2017年をピークに18.5万トンとなった。 親魚量は2018年度以降減少傾向にあったが、2021年以降は増加傾向であり2023年は1994年以降で最高となる20.5万トンとなった。この親魚量は、最大持続生産量MSYを実現する親魚量(22.2万トン)を下回っているものも直近5年間の推移から増加傾向である。また、漁獲圧については、MSYを維持する水準を上回っている。 <a href="#">simple_2024_45.pdf</a>						
取組の評価	<u>取組の効果が継続する</u> ・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
評価内容	本協定では、釣り漁業、はえ縄漁業及び定置網漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。 水産研究・教育機構の令和6年度ブリの資源評価を見たとき、親魚量は、MSYを実現する水準を下回り、漁獲圧はMSYを維持する水準を上回っているが、親魚量は2023年には過去最高の値と推計され増加傾向にあることから、本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取り組みを継続する。						
取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。						

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		マダイ（資源管理基本方針別紙2-50）					
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)		対象資源の令和5年の総漁獲量14,706トンに対し、協定参加者による漁獲量は8.6トンであり約0.058%を占める。					
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	（特定水産資源） 目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量222,000トン 暫定目標管理基準値：1歳から6歳の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量131,000トン					
	協定の取組内容	休漁					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考
	履行状況	-	○	○			※取組み内容ごとに休漁を実施。(すべて計画通りに履行)
	参加人数	人	52	53	53		釣り(元居地区):10日間
	取組内容	日	50日	50日	50日		釣り(初瀬地区):10日間 はえ縄(初瀬地区):10日間
	取組実績	日	50日	50日			釣り(小崎・渡良地区):10日間 釣り(長島地区):10日間
資源状況	水産研究・教育機構の令和7年度マダイの資源評価によると、次のとおりである。 資源量（1歳以上）は、小幅な増減を繰り返しながら、19.4千〜23.8千トンの範囲で推移し、2024年は21.3千トンであった。2007年以降のCPUE（島根県大型定置網1日1経営体当たりの漁獲量を規格化したもの）は、短期間の増減を繰り返しているが、2018年までは全体として漸減傾向、以降は漸増傾向となっている。1986年以降の親魚量は資源量と同様の増減傾向を示し、資源量の63〜70%で推移し、2024年は65%（13.8千トン）であった。この水準は、暫定目標管理基準値である1〜6歳の最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量を上回っている。また、漁獲圧についてもMSYを維持する水準を下回っているところ。  <a href="#">simple_2025_50.pdf</a>						
取組の評価	取組の効果が継続する。効果はあったが改良が必要である。効果は認められず改良が必要である。想定外の外部要因により効果は判定できない（外部要因を考慮した取組の改良が必要）						
評価内容	本協定では、釣り漁業及びはえ縄漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。 水産研究・教育機構の令和7年度マダイの資源評価を見たとき、親魚量は、MSYを実現する水準を上回り、漁獲圧はMSYを維持する水準を下回っていることから、本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取組みを継続する。						
取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取組みを継続する。						

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		イサギ（長崎県資源管理方針別紙3-20）					
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)		対象資源の令和5年の総漁獲量15,975トンに対し、協定参加者による漁獲量は9.908トンであり約62.02%を占める。					
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。					
	協定の取組内容	休漁					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考
	履行状況	-	○	○			※取組み内容ごとに休漁を実施。(すべて計画通りに履行)
	参加人数	人	46	47	48		釣り(元居地区):10日間
	取組内容	日	51日	51日	61日		釣り(初瀬地区):10日間 釣り(小崎・渡良地区):10日間
	取組実績	日	51日	51日			釣り(長島地区):10日間 定置網(郷ノ浦町地区):11日間 定置網(半湾神瀬地区):10日間(R7.5月から)
資源状況	過去6年の漁協での漁獲量の推移を見たとき、漁獲量はおおむね17トン〜23トン前後で推移しており横ばい傾向である。						
取組の評価	取組の効果が継続する。効果はあったが改良が必要である。効果は認められず改良が必要である。想定外の外部要因により効果は判定できない（外部要因を考慮した取組の改良が必要）						
評価内容	本協定の休漁日を定めることによる漁獲圧抑制による資源保護の取組である。 資源管理協定に定める休漁日についてもいずれも適切に履行しおり、協定参加者による過去5年の5中3年のCPUE平均と令和6年CPUEを比較した際には5中3平均の88.1%となり横ばい傾向であった。 本取組は一定の効果があったといえるので、今後も本取組を継続する。						
取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取組みを継続する。						

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	クロマグロ(小型魚)（資源管理基本方針別紙2-1）、クロマグロ(大型魚)（資源管理基本方針別紙2-2）						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)	対象資源の令和5年総漁獲量13,138トンに対し、協定参加者による漁獲量は12.056トンであり約91.76%を占める。						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。					
	協定の取組内容	休漁・長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正の履行					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考 ※くろまぐろについては長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正措置の履行を管理日誌等で確認(すべて計画通りに履行)
	履行状況	-	○	○			
	参加人数	人	55	56	55		
	取組内容	日	※	※	※		
	取組実績	日	※	※			
資源状況	水産研究・教育機構の令和6年度国際水産資源の現状によると、次のとおりである。 まぐろ類で一般的に適用される管理基準値（例えば20%SSB0及びF20%SPR）と照らして、本種資源は乱獲状態でも、過剰漁獲が進行中でもない。 <a href="#">R06_05S_PBF.pdf</a>						
取組の評価	取組の効果が継続する。効果はあったが改良が必要である。効果は認められず改良が必要である。想定外の外部要因により効果は判定できない(外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
	評価内容	本協定では、クロマグロ漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。 休漁による自主的管理措置と長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正の履行を実施している。 令和5管理年度～令和7管理年度の取組において、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定める長崎県の知事管理漁獲可能量を超過しなかった。また、水産研究・教育機構の令和6年度国際資源の現状によれば、本種資源は乱獲状態でも、過剰漁獲が進行中でもないことから当該水産資源の保存及び管理に効果的であり、今後も現在の取り組みを継続することとする。					
	取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。					

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	ケンサキイカ（長崎県資源管理方針別紙3-14）						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)	本漁協における対象資源の令和6年の総漁獲量47.139トンに対し、協定参加者による漁獲量は37.934トンであり約80.4%を占める。						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを目指す。					
	協定の取組内容	休漁					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考 ※取組内容ごとに休漁を実施。(すべて計画通りに履行) いかつり(初瀬地区)：10日間 定置網(郷ノ浦町地区)：11日間
	履行状況	-	○	○			
	参加人数	人	3	3	3		
	取組内容	日	21日	21日	21日		
	取組実績	日	21日	21日			
資源状況	水産研究・教育機構の令和6年度ケンサキイカ日本海・東シナ海系群の資源評価によると次のとおりである。 日本海西部から東シナ海における本種の漁獲量は1988年には3.53万トンだったが、これ以降、2000年代はじめにかけて減少傾向を示した。2001年以降、漁獲量は1万トン前後で推移していたが、2019年に大きく減少した。2021年に漁獲量はやや増加したものの、2022年には再び減少し、2023年は4,716トンと低い水準であった。本系群の資源水準は低位で、直近5年間（2019～2023年）でみた資源動向は資源量指標値が過去最低だった2019年以降、増加傾向にある。 <a href="#">details_2024_79.pdf</a>						
取組の評価	取組の効果が継続する。効果はあったが改良が必要である。効果は認められず改良が必要である。想定外の外部要因により効果は判定できない(外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
	評価内容	本協定では、いかつり漁業（初瀬地区）及び定置網漁業（郷ノ浦町地区）について休漁による自主的管理措置を実施している。 水産研究・教育機構の令和6年度ケンサキイカ日本海・東シナ海系群の資源評価を見たとき、資源水準は低位であるが、直近5年間の資源動向は増加傾向にあることから、本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取り組みを継続することとする。					
	取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。					

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		スルメイカ（資源管理基本方針別紙2-12）						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合（令和5年）		対象資源の令和5年度総漁獲量92,280トンに対し、協定参加者による漁獲量は15.66トンであり約16.97%を占める。						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	（特定水産資源） ・するめいか秋季発生系群 目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量255,000トン ・するめいか冬季発生系群 目標管理基準値：最大持続生産量を他生するために必要な親魚量255,000トン						
	協定の取組内容	休漁						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○：全参加者が履行 ×：上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	—		○	○			※取組み内容ごとに休漁を実施。 (すべて計画通りに履行) いかつり(初瀬地区)：10日間
	参加人数	人		2	2	2		
	取組内容	日		10日	10日	10日		
	取組実績	日		10日	10日			
資源状況	・冬季発生系群 水産研究・教育機構の令和6年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価によると、次のとおりである。資源量は1990年漁期以降、概ね50万～100万トンで推移していたが、2015年漁期以降大きく減少に転じ、2024年漁期は13.5万トンと予測された。親魚量は直近5年間（2019～2023年漁期）で見ると横ばい傾向で、2023年漁期には4.2万トンであった。この親魚量は、最大持続生産量MSYを実現する親魚量（目標管理基準値案：25.5万トン）を下回っている。一方で漁獲圧については、MSYを維持する水準を下回っている。 <a href="#">simple_2024_18.pdf</a> ・秋季発生系群 資源量は1990年代に増加し、1990年代後半から2010年代前半にかけて変動はあるものの高い水準で推移した。2016～2019年漁期は減少し、2020年漁期に一旦は増加したものの、2021年漁期以降低い水準となった。親魚量は直近5年間（2019～2023年漁期）で見ると減少傾向で、2023年漁期には9.0万トンであった。この親魚量は、最大持続生産量MSYを実現する親魚量（目標管理基準値案：25.5万トン）を下回っている。一方で漁獲圧については、MSYを維持する水準を下回っている。 <a href="#">simple_2024_19.pdf</a>							
取組の評価	取組の効果が <b>あり継続する</b> ・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	本協定では、いかつり漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。 令和5管理年度～令和6管理年度の取組において、小型いかつり漁業については、大臣管理漁獲可能量の超過せず、いかつり漁業については、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理としており、いずれの管理年度も県全体目安数量を超過しなかった。 加えて、水産研究・教育機構の令和6年度するめいか（冬季発生系群・秋季発生系群）の資源評価を見たとき、親魚量は、MSYを実現する水準を下回る、一方で漁獲圧はMSYを維持する水準を下回り漁獲圧の削減が見られることから本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取組みを継続する。							
取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取組みを継続する。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		マアジ（資源管理基本方針別紙2-5）					
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)		対象資源の令和5年の総漁獲量92,280トンに対し、協定参加者による漁獲量は4.67トンであり約5.06%を占める。					
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	(特定水産資源) 目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量254,000トン					
	協定の取組内容	休漁					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考 ※取組み内容ごとに休漁を実施。 (すべて計画通りに履行) 定置網(郷ノ浦町地区)：11日間 定置網(半湾神瀬地区)：10日間(R7.5月から)
	履行状況	-	○	○			
	参加人数	人	1	1	2		
	取組内容	日	11日間	11日間	21日間		
	取組実績	日	11日間	11日間			
資源状況	<p>水産研究・教育機構の令和7年度マアジ（対馬暖流系群）の資源評価によると、次のとおりである。資源量は2013～2023年は32.2万～40.0万トンの範囲で推移し、2024年は37.2万トンであった。加入量（0歳魚の資源尾数）は2020年以降、30億尾を下回り、低い水準にあると推定されたが、2024年は増加した。親魚量は直近5年間（2020～2024年）で見ると横ばい傾向で、2024年には18.7万トンであった。この親魚量は、最大持続生産量MSYを実現する親魚量（目標管理基準値案：27.3万トン）を上回っている。また、漁獲圧については、MSYを維持する水準を下回っている。</p> <p><a href="#">simple_2025_04.pdf</a></p>						
取組の評価	<p><b>取組の効果が継続する</b> 効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)</p>						
評価内容	<p>本協定では、定置網漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。 令和5管理年度～令和6管理年度の取組において、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理としている定置網漁業について、県全体目安数量を超過をしなかった。 加えて、水産研究・教育機構の令和7年度マアジ（対馬暖流系群）の資源評価を見たとき、親魚量は、MSYを実現する水準を下回る、一方で漁獲圧はMSYを維持する水準を下回り漁獲圧の削減が見られることから本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取組みを継続する。</p>						
取組の改良点等	<p>本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取組みを継続する。</p>						

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	効果はあったが改良が必要である
検証内容	<p>協定対象の全9種のうち8種について取り組みの効果が今後本取組を継続することとした。          なおシイラについては、CPUEでの評価を行ったところ過去5年間の5中3平均と比較し約77.1%と減少傾向にあったことから、          長崎県資源管理方針に定める資源管理の目標達成のため、本協定に定める休漁日の変更や休漁以外の措置の実施について検討することとしたい。</p> <p>ヒラマサ（長崎県資源管理方針別紙3-55）効果あり          シイラ（長崎県資源管理方針別紙3-44）効果はあったが改良が必要である          プリ（資源管理基本方針別紙2-51）効果あり          マダイ（資源管理基本方針別紙2-50）効果あり          イサキ（長崎県資源管理方針別紙3-20）効果あり          クロマグロ(小型魚)（資源管理基本方針別紙2-1）、クロマグロ(大型魚)（資源管理基本方針別紙2-2）効果あり          ケンサキイカ（長崎県資源管理方針別紙3-14）効果あり          スルメイカ（資源管理基本方針別紙2-12）効果あり          マアジ（資源管理基本方針別紙2-5）効果あり</p>

※資源管理協議会から「改良又は検討の方向性等」が示された場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 年 月 日

対応	
----	--

**資源管理協定の中間検証結果**

上記について、資源管理協議会による検証結果は以下のとおり。

検証年月日：令和8年3月26日

判定	取組の効果があったが取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい
検証内容	<p>本協定の対象資源については、漁獲枠超過の有無、資源評価、CPUEによる検証が行われており          検証方法は、協定に定める資源管理の方向性に沿った内容である。          漁協からの提出資料では、プリについて、直近の動向をふまえ、効果があったと判断しているが          神戸プロットの状況はMSYを実現する親魚量及びMSYを維持する漁獲圧の水準も満たせておらず、直近の漁獲圧も上昇していることから          協議会としては目標達成に向けて改良の検討も必要と判断する。</p> <p>上記見直しの結果、協定対象の9種のうち7種について取り組みの効果が協定対象種のおよそ7割の魚種で効果が認められ、          本協定に基づく資源管理措置には一定の効果があり今後も継続することとするが、改善の必要があると判断された2魚種については、          より有効な資源管理措置となるよう協定参加者間での検討を提案する。</p>